

議第6号 木曽広域連合規約の変更について

1 変更事由

「周産期医療に関する事務」を各町村共有の事務として木曽広域連合が行うこととするため、木曽広域連合規約に規定されている広域連合の処理する事務の内容を変更するもの。

2 変更内容

木曽広域連合事務に「周産期医療に関する事務」を規定することに伴い、関係条文（第4条、第5条）及び別表を変更する。

3 施行日

令和7年4月1日

議第 6 号

木曽広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、木曽
広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和 7 年 3 月 1 0 日 提 出

王滝村長 越 原 道 廣

令和 7 年 3 月 日 議 決

王滝村議会議長 下 出 謙 介

木曾広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、木曾
広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、協議する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

王滝村長 越 原 道 廣

木曽広域連合規約の一部を変更する規約（案）

木曽広域連合規約（平成 11 年長野県指令 10 地第 1280 号）の一部を次のように変更する。

第 4 条第 1 項中第 31 号を第 32 号とし、第 14 号から第 30 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

（14） 周産期医療に関する事務

第 5 条中第 31 号を第 32 号とし、第 14 号から第 30 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

（14） 周産期医療に関すること。

別表中 31 の項を 32 の項とし、14 の項から 30 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、13 の項の次に次のように加える。

14 周産期医療に関する事務	同 上	全体事業費	平均割 10%、 出生数割 90%
----------------	-----	-------	----------------------

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

木曽広域連合規約変更前後比較

変更後	変更前
(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 木曽地域の広域行政の推進に関する事務 (2) 次に掲げる広域的な課題の調査研究に関する事務 ア 環境づくりの推進に関すること。 イ 福祉及び保健医療の推進に関すること。 ウ その他広域にわたる重要な課題で第11条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関すること。 (3) 景観基本構想の推進に関する事務 (4) 公共サインの設置及び管理に関する事務 (5) 情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関する事務 (6) 行政不服審査会の設置及び運営に関する事務 (7) 老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関する事務 (8) 養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務 (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）に規定する介護保険に関する事務 (10) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）第12条の規定により定められた成年後見制度利用促進計画に基づく中核機関に関する事務（相談機能に関する事務を除く。以下同じ。） (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する市町村審査会の設置及び運営に関する事務 (12) 障害者総合支援法に規定する協議会の設置に関する事務 (13) 休日及び夜間の一次救急医療に関する事務 <u>(14) 周産期医療に関する事務</u> <u>(15) 葬斎センターの設置及び管理運営に関する事務</u>	(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 木曽地域の広域行政の推進に関する事務 (2) 次に掲げる広域的な課題の調査研究に関する事務 ア 環境づくりの推進に関すること。 イ 福祉及び保健医療の推進に関すること。 ウ その他広域にわたる重要な課題で第11条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関すること。 (3) 景観基本構想の推進に関する事務 (4) 公共サインの設置及び管理に関する事務 (5) 情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関する事務 (6) 行政不服審査会の設置及び運営に関する事務 (7) 老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関する事務 (8) 養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務 (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）に規定する介護保険に関する事務 (10) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）第12条の規定により定められた成年後見制度利用促進計画に基づく中核機関に関する事務（相談機能に関する事務を除く。以下同じ。） (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する市町村審査会の設置及び運営に関する事務 (12) 障害者総合支援法に規定する協議会の設置に関する事務 (13) 休日及び夜間の一次救急医療に関する事務 <u>(14) 葬斎センターの設置及び管理運営に関する事務</u>

変更後	変更前
(16) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務 (17) 循環型地域づくりの推進に関する事務 (18) し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務 (19) 公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営（以下「下水道事業」という。）に関する事務 (20) 広域的な観光振興に関する事務 (21) 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関する事務 (22) 広域的な移住定住促進に関する事務 (23) 消防に関する事務（ただし、消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。） (24) 奨学資金の貸付に関する事務 (25) 木曽文化公園の設置及び管理運営に関する事務 (26) 埋蔵文化財の委託調査に関する事務 (27) 地域高度情報化施設の設置及び管理に関する事務 (28) 木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関する事務 (29) 森林経営管理制度に関する事務 (30) スポーツ振興基金に関する事務 (31) 関係町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務 (32) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア 火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務 イ 液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務 2 (略)	(15) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務 (16) 循環型地域づくりの推進に関する事務 (17) し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務 (18) 公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営（以下「下水道事業」という。）に関する事務 (19) 広域的な観光振興に関する事務 (20) 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関する事務 (21) 広域的な移住定住促進に関する事務 (22) 消防に関する事務（ただし、消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。） (23) 奨学資金の貸付に関する事務 (24) 木曽文化公園の設置及び管理運営に関する事務 (25) 埋蔵文化財の委託調査に関する事務 (26) 地域高度情報化施設の設置及び管理に関する事務 (27) 木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関する事務 (28) 森林経営管理制度に関する事務 (29) スポーツ振興基金に関する事務 (30) 関係町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務 (31) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア 火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務 イ 液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務 2 (略)
（広域計画の項目） 第5条 広域連合が作成する広域計画には、次の各号に掲げる項目について記載するものとする。 （1） 木曽地域の広域行政の推進に関すること。	（広域計画の項目） 第5条 広域連合が作成する広域計画には、次の各号に掲げる項目について記載するものとする。 （1） 木曽地域の広域行政の推進に関すること。

変更後	変更前
(2) 次に掲げる広域的な課題の調査研究に関すること。 ア 環境づくりの推進に関すること。 イ 福祉及び保健医療の推進に関すること。 ウ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関すること。 (3) 景観基本構想の推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 (4) 公共サインの設置及び管理に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 (5) 情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関すること。 (6) 行政不服審査会の設置及び運営に関すること。 (7) 老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 (8) 養護老人ホームの設置及び管理運営に関すること。 (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）に規定する介護保険に関すること (10) 成年後見制度利用促進法第12条の規定により定められた成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関に関する事務に関すること。 (11) 障害者総合支援法に規定する市町村審査会の設置及び運営に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 (12) 障害者総合支援法に規定する協議会の設置に関すること。 (13) 休日及び夜間の一次救急医療に関すること。 <u>(14) 周産期医療に関すること</u> <u>(15) 葬斎センターの設置及び管理運営に関すること。</u> <u>(16) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。</u> <u>(17) 循環型地域づくりの推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。</u> <u>(18) し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること。</u> <u>(19) 下水道事業に関すること。</u>	(2) 次に掲げる広域的な課題の調査研究に関すること。 ア 環境づくりの推進に関すること。 イ 福祉及び保健医療の推進に関すること。 ウ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関すること。 (3) 景観基本構想の推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 (4) 公共サインの設置及び管理に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 (5) 情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関すること。 (6) 行政不服審査会の設置及び運営に関すること。 (7) 老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 (8) 養護老人ホームの設置及び管理運営に関すること。 (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）に規定する介護保険に関すること (10) 成年後見制度利用促進法第12条の規定により定められた成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関に関する事務に関すること。 (11) 障害者総合支援法に規定する市町村審査会の設置及び運営に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 (12) 障害者総合支援法に規定する協議会の設置に関すること。 (13) 休日及び夜間の一次救急医療に関すること。 <u>(14) 葬斎センターの設置及び管理運営に関すること。</u> <u>(15) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。</u> <u>(16) 循環型地域づくりの推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。</u> <u>(17) し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること。</u> <u>(18) 下水道事業に関すること。</u>

変更後	変更前
<u>(20)</u> 広域的な観光振興に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に關すること。 <u>(21)</u> 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に關すること。 <u>(22)</u> 広域的な移住定住に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に關すること。 <u>(23)</u> 消防に關すること。（ただし、消防団、消防水利施設及び防災計画に關する事務を除く。） <u>(24)</u> 奨学資金の貸付に關すること。 <u>(25)</u> 木曽文化公園の設置及び管理運営に關すること。 <u>(26)</u> 埋蔵文化財の委託調査に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に關すること。 <u>(27)</u> 地域高度情報化施設の設置及び管理に關すること。 <u>(28)</u> 木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に關すること。 <u>(29)</u> 森林経営管理制度の推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に關すること。 <u>(30)</u> スポーツ振興基金に關すること。 <u>(31)</u> 関係町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務に關すること。 <u>(32)</u> 広域計画の期間及び改定に關すること。	<u>(19)</u> 広域的な観光振興に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に關すること。 <u>(20)</u> 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に關すること。 <u>(21)</u> 広域的な移住定住に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に關すること。 <u>(22)</u> 消防に關すること。（ただし、消防団、消防水利施設及び防災計画に關する事務を除く。） <u>(23)</u> 奨学資金の貸付に關すること。 <u>(24)</u> 木曽文化公園の設置及び管理運営に關すること。 <u>(25)</u> 埋蔵文化財の委託調査に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に關すること。 <u>(26)</u> 地域高度情報化施設の設置及び管理に關すること。 <u>(27)</u> 木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に關すること。 <u>(28)</u> 森林経営管理制度の推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に關すること。 <u>(29)</u> スポーツ振興基金に關すること。 <u>(30)</u> 関係町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務に關すること。 <u>(31)</u> 広域計画の期間及び改定に關すること。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。